

広池千九郎がソクラテスに学んだもの

諏訪内敬司

目次

- 一、はじめに
- 二、「大正四年の困厄」とソクラテス
- 三、緊急時の対処法
- 四、国家伝統尊重の教訓
- 五、広池のソクラテス評価

一、はじめに

広池千九郎は聖人の一人としてソクラテスを挙げ、「右に付き、幹堂の号を改めて蘇哲⁽¹⁾とす。これはソクラテスとクリートンとの問答に本づき、ソ氏の品性を継承することに決す。」とまで述べて、ソクラテスへの憧憬を示しているようと思われる。そこで、広池はいつごろから、ソクラテスのどのような点に学んだのかを本稿の主題として追究してみたい。

一、「大正四年の困厄」とソクラテス

(一) ソクラテスへの憧憬

まず初めに、広池がソクラテスに関心をもつた理由を考えてみたい。決定的きっかけは、いわゆる「大正四年の困厄」⁽²⁾に際し、自己の身の処し方をソクラテスの教訓、特に、死刑の判決を受けて刑の執行を待つ間に勧められた脱獄の誘いを断つた点に学んだ、あるいは共感したということだと思われる。これは広池自らが述べていることである。

苟も人間が其一生の難局に当りて、或は事危急の為に剝那の間何人にも相談する時間なき場合、若くは事重大にして何人に相談するも其相手と為り得るものなき時に当たり其難局に善處せむとする場合、之を救済して真の安心立命を与ふるものとしては、ソクラテスの最後の教訓に優るものは無いであります。私の如き大正四年（一九一五年）以降に於ける精神的生活及び行動のすべては、皆此ソクラテス最後の教訓に依つたものであります。斯くて私がかやうに今日安心しつつ、聊か人類の為に努力させていただいて居る次第でござります。⁽³⁾

広池は明治二十五年に歴史学者を志して上洛して以来、生活も家族も総てを犠牲にして二十年、学問に邁進した。その超人的な努力によつて、学歴、学閥のない身でありながら、学界や官界の門前に嚴然としてそびえ立つ東京帝国大学法科大学に学位審査を請求してついに大正元年、文部大臣から法学博士の学位を授与された。既に早稲田大学の講師を経て神宮皇學館教授の地位にあり、学位授与によつていくつかの大学から教授として招聘された。しかし、病氣がちなことから明治四十二年に天理教に救いの光を見出だして以来僅か数年にして大正二年、

天理教本部の教育顧問と天理中学校長に迎えられた。本部入りについては家族に大反対されたにもかかわらず、学者としての地位や名譽も投げうち、学問上の師や友人が一人もいない天理教本部にあえて飛び込んだのであつた。それが僅か二年後に、自分に対する反対運動に遭遇したのであつた。それだけに、広池の受けたショックは深刻であつた。その時的心境を広池は「當時私には金もなく、書籍もなく（割り注略）一人の知己もなく、一人の味方もなく（割り注略）眞に神経衰弱に弱り切つて日々五、六分の発熱を続けておる弱い肉体ただ一つ、すなわちいわゆる裸一貫の身であつたので、あたかもイエス・キリストが十字架に磔けられたときと同じ有様であります」と回顧している。広池は大正元年に生死をさまよう大病に患つて三年、病弱の体に精神的な苦惱は進退極まりないところまで追い詰められたに違ひない。

困厄直後の大正四年十二月に出版した『近世思想近世文明の由来と将来』の巻頭に、広池はジョン・ラボックの『人生の効用』からのソクラテスの記事を掲載している。それは、ソクラテスが冤罪を蒙つたことを悲しんで嘆く弟子に対し、ソクラテスは「冤罪ではなく、むしろ、本当に罪を犯したことを見むのか」と戒めている部分である。この掲載は、罪なくして有罪にされたソクラテスの教訓を訴えかけたものと考えられる。

(二) 我が国でのソクラテス紹介

我が国でソクラテスが初めて紹介されたのは、おそらく明治十年に成立した東京大学文学部哲学科において、哲学史の一環としてであろう。同十四年に哲学助教授となつた井上哲次郎は二年後の十六年、大学での講義を基に出版した『西洋哲学講義』（和表本）卷之一で、ソクラテスの人物とその哲学を紹介している。ソクラテスはその後、大学の哲学科で哲学の祖として研究されるのと、一般的に社会の理想的人物である「聖人」として描か

れるのと、その取り扱いが二分している。前者の成果は、主に哲学史や倫理学史の書物で取り上げられている。波多野精一『西洋哲学史要』（大日本図書、明治二十四年）、大西祝『西洋哲学史（上）』（警醒社、明治三十六年）、吉田静致『西洋倫理学史講義』（富山書房、明治三十八年）、安倍能成『西洋古代中世哲学史』（岩波書店、大正五年）がその例である。後者は千頭臣述、宮崎春瀬編『瑣克拉的』（博文館、明治二十六年）、大月隆『そくらてす—純美文学哲学の鼻祖』（有明堂、明治二十七年）、久保得『世界歴史譚一五編 瑣克刺底』（博文館、明治三十三年）、松村介石『聖人ソクラテス』（警醒社、明治三十六年）、渡江保編『ソクラテス論語』（東亞堂書房、明治四十四年）、斎木仙醉『ソクラテス』（教文館、大正四年）が代表的である。原典としては明治三十四年にクセノフォンの『回想録』が、三十六年～四十一年にかけて『プラトン全集』（原本Jowett, *The Dialogues of Plato*, 1871）が、それぞれ英訳本から翻訳出版されている。翻訳本のもとになった英訳本は大学の図書館では閲覧可能であった筈である。

広池は明治三十年代、東京の住まいの周辺にあつた二～三のキリスト教会に通つており、キリスト教に関心を深めた。中津時代以来漢学の勉強によって儒教、また『古事類苑』の編纂や雲照律師との出会い（明治三十年）から仏教について相当な知識と関心をもつたと考えられる。これらのことから、イエス・キリスト、孔子、釈迦ら聖人といわれる人物に関心を抱き始めたと推測される。学者井上円了は既に明治十八年、第一回哲学祭を行ない、釈迦、孔子、ソクラテス、カントを四聖人として祭り、同三十七年には哲学堂を建ててこれらの人物を四聖堂に奉崇している。⁽⁵⁾ 広池が文献上初めて四聖人に触れているのは、『史学普及雑誌』第二十五号（明治二十七年）においてである。⁽⁶⁾ 明治三十年代には書物の中でソクラテスが聖人の一人として扱われており（久保、松村、高山鶴牛⁽⁷⁾、前記の三人と合わせて世界の四聖人という考え方がある程度広まっていると見て取れる。しかし、昭和初期の書物でも、三聖物語として釈迦、孔子、イエス・キリストを取り上げ、ソクラテスを一賢哲と位置付けている

ものもある。⁽⁸⁾ 倫理学者和辻哲郎は、世界の四聖人という言い方は明治時代の日本の学者が言い出したことであろうと推定している（『孔子』、昭和十三年）が、和辻自身は聖人とは言わずに「人類の教師」と呼んでいる。

広池はこうした当時の思想界の中で、当然ソクラテスに関心をもつたと考えられるが、中でも法学者、東京帝國大学教授穗積陳重の影響が大きいと思われる。明治三十五年頃穗積に直接師事した広池は、ソクラテスについての考えを聞かされたことは十分に考えられる。穗積が出版物でソクラテスについて触れているのは、大正五年に出版した『法窓夜話』（有斐閣）においてであるが、この書物は陳重が長男の重遠に毎夜十時になると話して聞かせたものをまとめたもの（『法窓夜話序』）であることから、弟子も何かの折りに聞いていると推測されるのである。穗積はソクラテスを単なる哲学者とみる多くの学者とは対照的に、ソクラテスを聖人と位置付けていた。『法窓夜話』での内容は、プラトン著『クリトン』における脱獄の勧めとその正当性を吟味した上で斥けたソクラ特斯とクリトンとのやり取りを引用しつつ、ソクラテスが国法の尊重、悪法でもそれに違反するのは道德上不正であり、正義を重んずべきことを説いたと紹介している。

ソクラテスへの関心をもつた広池は大正二年十一月五日、帝国大学印度哲学、宗教学研究室主催のギリシア、インド展覧会を見学し、ソクラテスの土牢という伝説のある写真を見たと日記に書き残している。⁽⁹⁾

（三）「大正四年の困厄」の経過と広池の心の動き

そこで、「大正四年の困厄」の概略と、それに対する広池の心の動きを対比してみよう。

【経緯概略】

『それに対する広池の心の動き』

【大正三年十一月三十一日 天理教初代管長の中山真之亮死亡】

【一月八日 天理教本部で催された中山真之亮の葬儀に際し弔辞を述べる】

【一月十二日 同本部で催された管長追悼講演で、広池は当時の「天理教教典」（いわゆる明治教典）が天理教教祖中山ミキの精神を十分に伝えていないとして、教理研究、改革が必要と述べる^[19]】

【二月二十五日 天理教校大官兵馬教頭、広池が「教典」を批判したことを非難^[11]】

【三月十一日 広池、兵庫県下の講演から本部に帰り、大官兵馬教頭の非難を知る】

『去月二十五日、予の留主〔守〕中に大官兵馬、予を攻撃し、新聞に色々報道せらる。人々は予の怒りを心配す。予はききて大いに懺悔す（傍線筆者）』^[12]

『三月二十三日 懺悔、教校の教員に感謝する』^[13]

『三月二十七日 天理教職務撰行者山沢為造に謝罪の手紙を提出』^[14]

【三月二十六日 宗教団体を管理統轄していた内務省斯波淳六郎前宗教局長より天理教本部に謝罪状提出命令が来たことを知られ、広池は本部に謝罪状を提出する】

【三月二十八日 斯波前局長、広池の処分を天理教本部に迫る】

【同日 広池、自分の処分を迫られたことを知つてか、山沢への謝罪の手紙を書き改める^[16]】

【三月三十日 （元）教校教員三橋要也、神道本局の神崎一作から、責任をとつて天理教顧問と天理中学校長を辞職するよう勧告を受ける】

【四月一日 天理教本部の松村吉太郎幹事に、自分の処分を神の意志と本部に任すことを伝える】

【四月五日 本部の会議で、内外からの要求に答えて広池を誠首し、事を穩便に済まそつと決定する】

【四月八日 広池の辞職決定、本部に在留することを許可される】

『四月七日 曲直を争わず、本部の決定に従う意志を固める』^[18]

『四月十七日 簠博士宛手紙で委細を説明し、理解を求める』^[19]

【四月二十七日 広池、天理中学校長、天理教教育顧問を辞任】

【四月三十日 広池、天理中学で告別の辞を述べる】

〔四 ソクラテスの脱獄の吟味と広池の身の処し方〕

次に、ソクラテスが脱獄の勧めの正当性を吟味して斥けたいきさつを、広池の身の処し方と比較する意味でみてみよう。

アハム「クリトン」からの要約⁽²⁰⁾と、そこから《広池が学んだ点》

まず、クリトンがソクラテスに脱獄を勧めるために牢獄を訪れたとき、ソクラテスは死刑が迫っているのに気持ちよさそうに眠っていた(43b)。また、やすやすと耐えてとり乱さない態度に驚く（同）。一方広池は、「今夜、予大安心の体にて熟睡す。明朝、白山刀自、予に向かいていわく、昨夜、二度先生を伺いしに、よくねむれり、さすがに先生は先生だけあり、かかる大難の中にして、かえつて平素よりよくねむるとは誠に敬服に堪えず」という状態で、これは死刑を前にしてなおかつ安心して落ち着き払い、從容として死を向かえようとしているソクラテスの姿を連想させるものであると言えよう。そして、クリトンがソクラテスに脱獄を勧めたことに対するソクラテスは、「自分は、考えて、結論として最上だとう」とが明らかになつたもの以外のいかなるものにも従わない」(46b)、「脱獄が不正なことと明らかになつたら行わない」(48c)と、吟味の大前提である自分の基本的立場を宣言する。そして脱獄の正当性について吟味を開始する」とになる。

広池が天理教本部辞職の問題に対し、あえて弁明せずに黙して退くことになるのは、以下のソクラテスとクリトンとの問答によるところが大きいと思われる。「どんな場合でも不正、害悪、醜惡を行つてはならない」(48c-49b)という教訓から、《たとえ不正な事にあっても不正の仕返しは許されない》(49b)「たとえ害悪を与えられても害悪の仕返しは許されない」(49c)というソクラテスの主張から、「非難に非難の仕返しは許されない」といつ自己の立場を打ち出していると思われる。そして、「国民の承諾なしの脱獄は誰かに害悪を与える」、従つて「脱獄をしてはならない」(50)というソクラテスの結論に対応して、《相手の非難に対して非難で答えてはならない、弁明して争うことをしてはならない》という自己の結論を導き出していると考ええることができる。

次にソクラテスは、仮りに敢えて不正を犯して脱獄したらどうなるかの吟味を進める。「誤りを犯していくなら善い所業とならない」(53)、「たとえ脱獄しても、结局逃亡先から国政の敵、國法の破壊者として迎えられる」(53)ことになると、「推測に対応して、《たとえ争つて自己の正しさを明らかにしても、その結果天理教を混乱させた責任を取らざるを得なくなり、本部を退くことになれば》、《他の団体に入ろうとしても、団体の敵、団体の破壊者とみなされる」となる」と考える。そして結局、「死刑判決は正しかつたと思われる」となる」(53b)ということから、「自分を非難した人が正しかつたと思われる」と推測する。なぜなら「國法を破壊するような者は若者を破壊に導く」(53bc)と考えられ、《自己の立場に固執して団体全体のことを考えず、非難者に対して正邪を争うような者は団体を混乱に陥れる破壊者である》といふことになつてしまつであろうからである。

「うなると、「善い法、善い風習をもつ國、律儀な人には近付けない」とになり、人生の生き甲斐はなくなる」(53c)わけで、《自分も善い団体や道徳的な芽のある人には近付けない」とになり、天理教本部に入る以前、大正元年の大患の時に神に対し誓つた人類の救済活動が出来なくなる」とになる。「恥を忍んで敢えて）近付いて、何を問答するか。脱獄した者が人生の最大の価値は徳、正義、合法性、國法等であると説くといふのか（そんなことをしても誰も付いてこないではないか）」(53cd)。《自ら争つた人間が何といつて人々を救済するのか。争つてはいけない、平和が大切だと言つてか、幸福が大切だと言つてか。自分したこととは棚に上げて》。

こうしてソクラテスは、「むしろ不正な目に合わされた人間としてこの世を去る」といつて毒杯を仰いだわけである。その結果、ソクラテスの評価が一層高まつたと言える。そこで、《自分も、むしろ不当な非難を浴びた人間として本部の役職を退く》と自己の身の処し方を結論づけて辞職した。その方が、心ある人からの評価は一層高まるし、積徳になり、品性も高まると考えたかも知れない。事実、広池は本部の役職を退いて一時は苦しかった

が、やがてモラロジーの研究を大成し、その普及も軌道に乗り、ついに道德科学専攻塾の開設にこぎつき、今日に至るわけである。

こうして、大正四年当時の広池は、「教理を改革しようとした」とは正しいが(正義)、これに反対する勢力と敢えて対立すれば、自己の主張の正しさを貫けたとしても、平和の使徒としてとの態度としてふさわしくない(注18)参照)。自分の正しさを証明するために争うことは正しいことではない。また、善いことではない。それは真の正義とはならない。従つて、眞の正義を貫くために黙して退く」と考えたと推察される。

この時の事を広池は後日、これが眞の最高道徳的自己反省の機会となり、それが後の大成の原因となつたと、以下のように位置付けている。

私が大正四年四月に、ある宗教団体から逐い出されたときの自己反省は全く最高道徳の精神に立脚しておつたのであります。すなわち第一に、その当時の私の精神上の自覚においては「自分がかくのごとき大善意をもつて当該宗団改善を忠告するに對して先方がこれを諒とせず、自分を逐い出すというのは眞に自分の徳の足らざるところである」と考えたのであります。しそして第二に、「この蹉跌をもつて先方の不徳とのみ考えて不平を懷き自分があえて先方に反抗することき行為に出でたならば、将来自分は人の上に立つて聖人の御教えを説き、もつて人心の開發もしくは救済をなすことを得ざるべし。故にこれは世界の人心を最高道徳にて助くる上から申しても、神様が自分にかかる体験を与えてくださつたものであるので、實に感謝のほかなき次第である。先方を怨み怒るなどはもつてのほかのことである。眞に私の年来の研究(=人類救済)筆者注)を実地に施す方法を悟らしてくださつたところの大恩者である。これを忘却してはかえつて自分が救われぬのである。よつて先方に対するはこれを潜在的伝統⁽²⁴⁾として尊敬せねばならぬ」と存じまして、衷心から神

様に感謝したのであります。⁽²⁴⁾

三、緊急時の対処法

(一)ソクラテスの方法と広池の方法

こうして広池は、天理教への思い入れからその改善策を提案して受け入れられずに、ソクラテスに従い、天理教に対する深い信仰心をもちながら断腸の思いで天理教本部役員を退き、定職のない身となつた。

しかし、広池はソクラテスがとつた方法について、両手を挙げて賛成しているわけではなく、それは非常手段、最困難の場合に處する極度の方法である、としている。つまり、難局に当たつて、死刑の執行が間近に迫つていて相談する時間の余裕もない、相談する適當な人もいない、また相談できないような内容のときという条件の下では、ソクラテスのとつたやり方(まず、脱獄という行為が正しいかどうか吟味し、その結果、正義と国法を守つて死んでいた)は救済、安心立命を得るものとして最善の方法であつた。自分は大正四年以降、この教訓に従つている。⁽²⁵⁾つまり、大正四年当時、一刻も早く態度決定を迫られ、天理教本部にいた広池には相談する人が近くになく、また、たとえいたにせよ、相談できる内容ではなかつた。そういう時に広池はソクラテスに習つて、敢えて黒白を争わなかつた。しかし、その方法はたとえ精神的には死に等しくても、肉体的には「身を殺す」までには至らず、むしろ争いの場から黙して退いたのであろうということである。それはソクラテスからではなく、天照大神の天岩戸籠り時の精神「慈悲寛大自己反省」(論文第十三章第七項参照)によるものであったと考えられる。広池は、從来別々に使つていた「慈悲寛大」と「自己反省」という格言をこの四年の困厄以降、合体して「慈悲寛大自己反省」と表現するようになつた。ソクラテスは死という非常手段しかとれなかつたが、広池は反省して

身を退いた後、問題の根本的解決に向けて、すなわち天理教の改革から人類救済の學問樹立というより大きな目標に向かつて邁進することになるのである。

(二) 積徳中の出来事

それではなぜ、ソクラテスは非常手段を取らざるを得なかつたのか。なぜなら、これはソクラテス自身にとり積徳中の出来事で、平和な生活を得るまでには至らなかつたからである。仮にそれほど切迫していなければ、別な方法がとれていたはずである。しかし、ソクラテスはそうした運命に遭遇した。それについて広池は、聖人にも反対者なきにあらざれど、天照大神の御事は申すも畏れ多きことなるが、中国の孔子、インドの釈迦等もその積徳によつて漸次にその晩年には平和の生活も得るに至つておるのであります。しこうしてソクラテス、キリスト、パウロ等のごときに至つては、人類最困難の場合に處する極度の方法を示せるものであるので、その死は彼ら諸聖人の積徳の途中の出来事にすぎぬのであります。⁽²⁶⁾

としている。また、

身を殺し、仁を成すは、これ正道にあらず

古来、聖人は、その目的遂行のためには、自ら困難を冒し、且つソクラテスもしくはキリストのごとくわが身を殺してその目的を達したものもあるのです。しかしながら、これ真にやむを得ざる場合に遭遇したのでありますて、聖人の正統的教説の本旨はわが身を殺さずしてその目的を遂ぐるにあることは、その教説に貫するところの平和の教訓を見て明らかであります。⁽²⁷⁾

とも述べている。つまり広池は、ソクラテスは身を殺して仁を成す、目的遂行のためには自ら困難を冒し、死を

もつてしてまでその目的を達しようとした(すなわち非常手段であった)としている。そして広池は、自分が天理教教典批判をしたことについて、

此時私は神様の前に拝伏しまして、大に懺悔致しました。即ち熟々真に深く諸聖人の教説と、実行とを味うて見ますれば、他の個人若くは団体に於て、過失欠陥若くは惡行ある場合に当りては、先ず神の慈悲心を得して、自己は之を自己に反省し、次に此自己の至誠心を、他人の精神に移植して、以て他人若くは団体の改善を図るのが聖人の道であるのです。然るに今私が形の上より、急激に或る団体を匡正しようとしたのは、私に知と徳と共に足らぬ所であります。私が今日斯る窮境に陥つたのは、当然の事であります。⁽²⁸⁾ と、自分も天理教の改革に急ぎすぎた事を反省している。そして、

いま、最高道德にては、人類発達の原理に基づき、慈悲・至誠・円満且つ平和の精神及び方法により、及ぶだけ自己を損せずして、世界の平和と全人類の幸福とを図るのであります。ただし万やむを得ざる場合にはこれを自己の徳の足らざるものと考へて、自己をもつて全世界の全人類の前に犠牲としてこれを供うるのであります。しかしながら、今日の文化時代においては、気永く時節を待てば、かかる非常手段によらずとも、必ず無事にその目的を達し得るのであります。⁽²⁹⁾

と、ソクラテスのとった方法は、やむを得ない場合にのみ適用できるものであり、聖人本来の正統的教説の本旨は、わが身を殺さないで目的を遂げることにあるとしている。そして、今日では、非常手段によらなくとも、慈悲・至誠・円満・平和の精神、方法という最高道德の原理によつて緊急事態に陥ることなく、気永く時節を待ち、着実に世界の平和と人類の幸福とを図ることができると述べている。

広池はこうして、ソクラテス(及びイエス・キリスト)の死をもつて示した教訓に学び、精神的には死刑または

磔刑にも匹敵する苦難にたたされたが、自らの命を滅ぼすことはなかつた。

ただ、ソクラテスの死について広池は、悲惨の死ともみられなくはないが、聖人の死は非業、あるいは不幸な死と一概にみなすことは出来ない、なぜなら、聖人、偉人の不幸は、必ずしも一般人の不幸と同様に見て批判すべき性質のものでないと考えられるからである、としている。つまり、聖人の出来事は一般人の考え方の及ばない所で成立している、神の深い計らいが働いていると考えられるからというものであろう。おそらく、(積徳中の)ソクラテスは、自らの命を犠牲にすることで正義を守り通したことによって、その聖人性を一段と高めたと考えてよいであろう。そして結局、

かくのことき高潔の士は實際上において一時的にはその国民に利益を与えざりしも、その精神と行動とは、万世不朽に世界の人類に対して、人類発達の真原理を開示しておるものと見なすことが出来るのであります。この点において、ソクラテス及びキリストの人類永遠の幸福のために死し、釈迦の一身を犠牲にせし精神及び行動も、みな同じことに帰するのであります。

としている。

四、國家伝統尊重の教訓

次に、第一のテーマである、広池がソクラテスから國家伝統尊重の教訓を学んだという点について考えてみたい。ソクラテスの国家及び国法についての思想をプラトン著『クリトーン』からまとめてそれと対比しながら、広池の学んだ点を追って行きたい。

(一)ソクラテスの国家、国法についての考え方

①国家について

【國家の絶対性】

まず、「國家は親、祖先の總てより尊く、嚴か、聖なるもの」(國家觀)(51b)であり、神の考え方、心ある人も同じ考え方(51b)である」と、國家が何物にも優先する絶対性を宣言する。なぜなら、「國家は国民を産み、養い、教え、総ての善きものを与える」(國家の役割)(50e)からであり、「法律、習慣、國家運営の仕方を見た上でその國に留どまることとは、國家の命令に従うことを行動によって同意した(51e)に等しい」と、國家と国民生活の関係から、國家の絶対優位性(→A)の根拠を示す。

【國家優先、尊重】

「國家のしきたりによつて父母が結婚し、子供を産み、扶養し、教育した(→C)こと」から、「子供は國家から生まれたというのに等しい」とし、したがつて、「産み育ててくれた國家と国民の間には、正しさの平等は存在しない(=まず國があつてはじめて國民が存在しうる)」とする。つまり、すべての国民は国家に依存しているが故に、「國家と平等の立場には立ちえない」という。そこで、その国家が国民に何をしようか、国民が仕返しすることは不正であり、「父親、主人の行為に仕返すという正しさの平等は存在しない」(50e)ということになる。

【國家に絶対服従】(→B)

國家の絶対優位性から、「国民は國家に譲歩しなければならない、どんな命令にも従わなければならない。たとえ、打たれ、戦争に行くことであれ」(51bc)とされる。そして、「この場合(=國家と国民の関係では)、これが正しい」(51b)と、国民は國家に従うことが正義であるとする。

②国法について

【国法の尊重】

国家と国法の関係では、「一旦定められた判決が個人の勝手によつて破られるなら、国家の存在は危うい」(50b) ($\rightarrow D$) とその相関性を示し、たとえ「国家が不正を行つたからといって、また不当の判決を下したからといって、国法を破つて（＝不正な）こといい」とにはならない」(50bc) ($\rightarrow E$) と、国家維持の立場から国法を犯すことの正当性を否定する。そして、具体的な脱獄という行為の吟味に移り、「それは（動機、結果がたとえ正しくても）、国法を一方的に破壊することをもくろんでいることになる」ところで、「国法ぬきに国家だけ気にいる」とはありえず、法（どんなものでも）を守る必要があり、それが国法尊重につながる。

【国家と神の関係】

「国家に暴力を加えることは神の許さぬこと」(51c)とする背景に、「法、国家、平和を守るのは神の意志である」という考えが読み取れる。つまり、国家、国法の尊重は神の意志に淵源する（ $\rightarrow F$ ）ことが示されたのである。

(1) 広池が国家、国法についてソクラテスから学んだもの

広池は、「クリトン」のうち上記の内容から、以下の点を引き出している。

①国家について

(A) ソクラテスは国民生活上、「國家は絶対優位性」をもち、従つて(B)「国民は国家の主権、法律に絶対服従」しなければならとした。また、(B)「歴史・慣習を尊重」した。さらに「自己」の置かれた境遇を喜び、根本神靈

並びに国家の創業者・恩澤者等恩人（伝統）に感謝した」⁽³²⁾。後者の点は、プラトンのソクラテスには見られない点で、広池独自の解釈である。

②国法について

(D)「国法の犯すべからざることを説明」し、その精神を貫徹しようとした。⁽³³⁾ そして「ソクラテスの聖人たるゆえんは、人類の幸福の保護のために、神の心（神の正しき伝統）(F)を継承し、後世の人間に正義と国法との重んずべきことを知らしめんとして(E)、罪なくして死刑に服した点にある」とする。さらに、「国法擁護のために敢えて死んだことは、人類の幸福擁護上国家伝統を尊重すべきことを示したもので、人類に対する重大な教訓である」⁽³⁵⁾と述べる。

このように、広池はソクラテスの脱獄の勧めをめぐる最後の場面で、国家の尊重、国家への服従、国法の不可侵性を学びとったのだと言えよう。そこから、モラロジーの伝統尊重の考え方を導いたと考えられる。大正四年の困厄の時は、平和裡に対処することを第一に学び取り、その時ソクラテスから国家尊重の考え方について第二義的に学んだのではないかと思われる。国家については、既に青年時代に「麗沢館」小川含章の国を思う心に接し、憂國の情を漢詩に残したり、「新編小学修身用書」に國の大切さを記している。この態度は古代法制史、さらに日本国体の研究へと一貫して続く。そして、「道德科学の論文」を執筆する段になつて、「伝統」という恩人の系列を表す概念が考え出され、伝統は精神、肉体、国家といつ三つに大別された。その際、国家というものが安定しないなければ構成員たる国民の安全はないというソクラテスの国家観によつて、從来からもち続けていた国家尊重・服従の考え方を改めて国家伝統尊重という原理にまとめたと言えるのではないだろうか。

五、広池のソクラテス評価

まずソクラテスの感化力について、広池は第一に、生涯を通じて偉大だが、特に無実の罪を着せられながら毒杯を仰いだ動機、目的にある、としている。なぜなら、人類の幸福には國家の保護・安定が必要で、そのためには、法律が国民に対して権威を保ち得る必要性があるとして、無実の人間をさばいた法律がたとえ悪法であっても、法律を守ることの必要性を身をもつて示したことを挙げる。第二には、國家の主権者（國家伝統）尊重の教訓を人類に示したこと⁽³⁸⁾を指摘する。さらに第三に、正義実現のために死んだこと⁽³⁹⁾によつて人類に大きな感化を与えたと述べている。

つぎに、広池のソクラテスに対する全体的評価をみると、

①無の境遇より神の存在と神の法則を人間に信ぜしめ、今日の文化を創造・進化せしめるに至つた⁽⁴⁰⁾、としている。

②聖人の特徴・資格十項目⁽⁴¹⁾のうち、それぞれどの程度基準に達しているかは、慎重に検討しなければならないが、少なくとも、ソクラテスを聖人として位置付けていることは、はつきりしている（緊急時の対処法の項参考）。しかし、最も理想的な聖人とは見ていない傾向は、次の③と⑤に見られる。

③（極度の方法に関連して）聖人としてまだ積徳中（完成していなかつた）で外形には圭角あるが、精神生活では神の心に一致⁽⁴²⁾、あるいは、はるかに神に近き聖人であるとしている。⁽⁴³⁾

④神の慈悲心を体得して、空漠な宇宙の研究に代えて人間の研究をして人間の幸福を求めようとした。⁽⁴⁴⁾

⑤③に関連するが、ソクラテスの活動を人心救済と位置づけている。⁽⁴⁵⁾ソクラテスには、表面的には、救済と受ける。

け取りにくい点も多い。例えば、対話しながら、相手の論理的に矛盾している点を衝いて、あるいは矛盾点を逆手にとつて相手を困惑に陥らせたり、論破したり、皮肉を言つたりする。これに対して、怒つて敵意を抱く人もたくさんいた訳で、そうした人たちの一人がソクラテスを裁判にかけたのである。ソクラテスの真意は、「人間にとって最も大切なことは、魂を善くすることを心がけながら生きることである」ことを自ら気付くようにすることであった。その点が理解できない人にとって、ソクラテスは煙たい存在だったのである。今日でも、ソクラテスを研究する学者の間には、ソクラテスを聖人とみなす傾向はあまりみられない。

⑥終身の苦労に対する結果を一つも自己に享受しなかつた⁽⁴⁶⁾。例えば、報酬を求めることは一度もなく、生涯、青年達と探求・吟味の生活を貫いたあげく得たものが、死刑の判決であった。その意味で、まさしく、苦労の結果を自分は一つも得なかつた訳である。

⑦今日の文明を誘導した⁽⁴⁷⁾。物事を根本から考え、哲学をはじめ、学問のきつかけを与え、西洋文明発展を誘導したと言える。

こうして広池はソクラテスから、大正四年の時、①不当な言い掛けに對して敢えて争わないこと及び、モラロジーの理論をまとめていく際に、②国家、国法の大切さを学び取った、と言えよう。ソクラテスに対する広池のこうした解釈は、他の学者の見解と比べてどのような特徴をもつのか点は、今後さらに追究していくべき課題である。

（注）

広池千九郎がソクラテスに学んだもの

- (1)『広池千九郎日記』第三巻（以下、「日記」③と略記）、
広池学園出版部、昭和六十一年、四四ページ、大正十二
年一月二十九日の条。
 - (2)広池は明治四十二年（一九〇九）に天理教に入信し、大
正二年（一九一二）、天理教本部に招かれたため神宮皇學
館教授を辞職して天理教教育顧問ならびに天理中學校長
に就任した。しかし、大正四年一月に行なわれた初代管
長の追悼講演会での講演が原因で、天理教本部の役職の
辞任を迫られ、同年四月辞任した。このことが、モラロ
ジー関係者の間で一般的に「大正四年の困厄」と呼ばれ
ている。
 - (3)広池千九郎著、『道德科學の論文』第六冊（旧版）（以下、
「論文」⑥と略記）、広池学園出版部、一七八八ページ。
 - (4)『論文』⑨、一〇四ページ。
 - (5)イエス・キリストを祭らずにカントを聖人としたことに
ついて井上は、イエス・キリストは宗教家ではあっても
哲学者とはみなせないとして、近世哲学最大の人物であ
るカントを哲学上の聖人としたと述べている。（井上円了
『哲界一瞥』、『井上円了選集』第二巻所収、東洋大学、昭
 - (6)「夫孔子は世界四聖人の一にして（ヤソ・秋迦・ソクラ
チース・孔子を四聖人と云）天下の人皆之を仰ぐ。」（シ
ナ人心の頽廢）『史學普及雑誌』第二十五号、明治二十七
年十一月十六日発行、九ページ。
 - (7)高山樗牛「世界の四聖」『中學國語讀本』卷七、『樗牛全
集』第三巻所収、博文館、明治三十八年四月。
 - (8)『修養全集』第一巻—聖賢偉傑物語、講談社、昭和三年。
（9）『日記』①、二〇六ページ。
 - (10)「明治教典」は、明治三十二年（一八八九）から始まる
天理教が神道の一派として政府から認められるための独
立請願運動の最中に作られた。當時内務省は、教義と教
団としての組織が整っていない（『天理教事典』参照）と
して改善を求めた。そこで天理教側は、国学者井上頽圓、
逸見仲三郎、神道学者宮地巖夫らの協力を得て同三十三
年九月、四章からなる教典を作制して提出した。しかし
内務省の要求を満たさなかつたため三十六年四月、内務
省の指導を得て十章からなる教典に改めて再提出した。
天理教側は内務省の意向に沿うため、教祖の言葉をその
- 反対、反抗が自分の因縁切りの薬と思い、彼らを神様と
の教典が天理教独立運動前後の教えの拠り所となり、天
理教本部はその徹底普及を図るために内務省の指導を受
けて教理講習会を開き、また天理教の教師養成機関とし
て設立された天理教教校（明治三十三年設立）でも、そ
れに基づいて授業が行なわれるようになつた。
- 追悼講演会は道友社主催で天理教婦人会で開かれ、広
池は天理教教理をはじめ組織、布教法などについて改善
すべき事項五ヶ条、その細目三十五ヶ条を挙げ、約五時
間にわたって熱弁を奮つた。
- (11)明治四十一年に天理教の一派独立が認可された。元學習
院講師大宮兵馬は二年後の大正四年三月十六日の条。
 - (12)『日記』①、二八二ページ、大正四年三月十一日の条。
 - (13)「予は千巻の病と妻の反対とをもって、心に喜べずに居
るなり。しかしながら大難を小難に、今日まで助けてい
ただき居ることは明らかなり。
この故に今日より懺悔して、神様の大恩を喜ぶ心になり、
真実親切の心にて妻に対し、一切の事みな因縁切りのた
めと思い、いよいよ教校の教師に対し、先方がわるい
と思わず自己の因縁と思い、一大覺醒をなして、彼らの
- （14）「前略」拙者は伊勢神宮に十九ヶ年間、奉職致候。我國
体の研究に関しては、故穂積八束博士と、内外相応じて
我國家百年の大計に関して、心血を灑ぎたるものにて有
之候間、久しく我信仰する天理教教典中に、教祖の信仰
せられたる我國体の真義を、今一層深く記述せざりし事
を遺憾と存ぜしも、今日に於てはこれ亦時節到来せば、
自然に可然に御増訂の御事と存じ、少しも現教典に向つ
て不滿の意無之候。去一月十二日、故管長閣下追悼演説
中に、一言致教典に関する批評は、右之意味に外なら
ず。決して現教典を批難致候訛には無之候。（中略）小生
の正当なる信仰の発表に関して、種々の誤解を致され候
もの有之候え共、之を以て決して先方の不都合とは存ぜ
ず、皆これ本教を御思召下さる御厚意の上より、御心配
下され候ものと、却つて深く感謝致候。且つ小生の言語
不充分の為、種々の誤解を起さしめ、為に御本部始め教
校職員諸君の御心配下され候事を、深く謝罪仕候。
三月十一日、小生兵庫県下より帰本致し、本問題に付押

承驚入候次第、早速神様、御教祖様、故管長様〔に〕謝罪致候。尋いて同日夕刻あなた様に御断り申上候事は、その節御存じの通りと存候に付、此一件に就いては向後決して御心配下されまじく候。

右御回答に及候也。

大正四年三月二十七日

広池千九郎

且つ今後の処、極めて教典を尊重仕候事は勿論の義に有之候間、御安心被成下度候。

右御回答申上候也。

大正四年三月二十八日

広池千九郎

「山沢先生」（広池千九郎遺稿、山沢為造宛書簡草稿）

（15）「予は一切懺悔したり。且つ惡きものを、かねてわるしと思う心使いの甚だ不可なりしことを懺悔致し、敵を愛する心、敵を救済せんとする偉大なる慈悲心を起こして、神様に懺悔せり。なおまた、今後は何人にも一切教典な

どのことを申さずと神様に誓う。」（『日記』①、二八四ページ、大正四年三月二十八日の条）。

（16）「拝復　去一月十二日追悼講演会の節、小生の教典に対して「云々せし意見並びに現在小学生の教典に対して有する意見、尋ねの段拝承仕候。

右は該講演の際、教典に対し一言仕候え共、それは毛頭該教典を非難せしものに無之、且つ目下該教典に対する本部の御处置に、寸毫の不満も無之候。乍併之に関して、種々の世評を招き、御心配御掛申上候段、幾重にも深く謝罪仕候。

（中略）私は明治四十二年冬、勢山会長から色々書き物を見せていただき、教祖の五十年間、人心教済のために静的奮闘をせられたることに就きて、その心使いに同情と信仰との念禁する能わず。更に明治二十年正月、教祖御帰幽の原因および状況を親しく知り、ここに教祖のかな

子の御道を思う心は、いずれの方面にも貫徹し、その同情は一方ならず。ますます奮励せざるべからざすと考う。皆様の御厚情は、泣いて拝んで居ります。

悲しくては泣かぬ我が身も人々の誠には涙こぼれるかな

然らば予は、何故に一応右の理由を官憲またはその誤解者、攻撃者に弁明せざるやといえ、予の安心立命にいわく、予は國家の眞の平和的統一と世界の眞の平和的交際とを希図するものなり。元来平和を建設するに平和を説くは、従来の学者、識者の態度なれど、予は天理教教祖の足跡を踏み、躬行実践、もつて社会を感化する覺悟なるをもつて今回黙して退くなり。

何となれば、たとい曲直いすれにあるも、事の起こりし当時にありては、識者もこれを識別し能わざることは、近く徳川時代の御家騷動に従事しても明らかなり。仙台萩の伊達の忠も兵部の悪も今より見れば明らかなれど、外部より見ればその当時は決して明白なるものにあらず。故にこれを公に争う時は、やはり一つの争いと見なさるに過ぎず。かくては、自ら争うては平和唱道の世界の開拓たることは出来ず。またその主義をもつて人を感化すること能わざればなり。すべていかなる事も、これを自己に反省し、謝罪し、感謝してこそ、人格の力は強大なるものなれ。かくてこそ始めて人心を救済することは出来るなれ。」（『日記』①、二九二一三ページ、大正四年四月七日の条）。

（18）「予の引退は、教典、儀式の内容が甚深偉大なる天啓の教典の全部を現わして居らぬものであるゆえに、これを改めたし」という意見のところ、外部にてこれを誤解し、問題が大きくなりしため、申し訳なしとして本部と協議の

(中略)

一、されば今回の事の如き、理非全く分り切りたる事にても、小生は一言も申訳をせず。却つて自ら謝罪しておる次第也。自ら善しと思ふ事を努力し、之に故障起れば、時節の未だ致らざる故と自分の不徳の致す所として、自己反省を為して謹慎す。かくて始めて平和を来たすべし。

(中略)

四、今後の調和点

(中略)

三、要は追追に小生を、旧独立時代よりの尽力せられたる未信者諸君と本部重役と協力して、政府当局者の前にて、今後次第に教典の不備欠点を改め、教育法を改め互に分業し、各其宜しき所に服務し、以て天理教の真正なる自然の発達を遂げしめだしと考う。

右は今日の事件は何人にも訴うる事をせず、深く懺悔罷在候得共、貴博士の御誠意に感じて一言致候ものに候。

大正四年四月十七日

廣池千九郎

算博士殿御侍史」(廣池千九郎遺稿、算克彥宛書簡草稿)

(20) 括弧内は、プラトン全集最古の活字本の一つステニアヌス版(一五七八年)のページ数と各ページ内のabcdeという段落付けの対応を示す。

(21) 「日記」①、二八八ページ、大正四年三月二十九日の条)。

(22) 廣池は長年の過度の勉学が原因して、大正元年秋頃より強度の神経衰弱にかかり、山田赤十字病院に入院した。折しも、十二月七日には積年の目標であつた博士号の学位授与の電報が文部省より届いた。しかし十二月には医薬の力尽き、視力もなくなる。この時病床において豁然と悟るところがあり、今まで自分中心の精神で奮闘努力していたことを反省し、今後は自己の幸福は一切顧みず他人を救済することに専念することを神に誓つた。

(23) 大正四年当時は、潜在的伝統という言葉はまだ使用していない。

(24) 「論文」⑨、一〇一一二ページ。

(25) 注(3)参照。

(26) 「論文」⑨、九九ページ。

(27) 「論文」⑨、四〇四ページ。

(28) 廣池千九郎遺稿「余の天理教の入信と現在該教団との関係」昭和二年。

(29) 「論文」⑨、四〇四ページ。

(30) 「しそうして右列挙するごとき純忠至誠の人々にそその末路の悲惨であつたことを見たときには、天道是か非かの疑いも起ころうが、しかしそれはソクラテスやキリストに存するのであります。」(「論文」⑤、四一一二ページ)。

ストの「」とき聖人もなお且つ悲惨の死を遂げ、釈迦や孔子も悪人の迫害を受けたのでありますから、現実におけるその人の道徳的欠陥はなくとも、その原因はその各祖先以来の積徳の方法のいかんにあるべく、もしくはその当事者のその事に臨んでこれを最善の処置と考えて死を取んだということもあるべく、しそうしてその処置につきては万一千人が尋常人ならば、道徳実行の方法上の欠陥であると申して差し支えないこともありますから、結局聖人もしくは偉人のかかる不幸(尋常人から見て)は必ずしもこれを尋常人の不幸もしくは不幸の死と同様に見て批判すべき性質のものでないと考うのであります。」(「論文」⑨、二六四ページ)。

(31) 「論文」⑦、三九二ページ。

(32) 「換言すれば、吾人は、人類として、根本神靈が、吾人の肉体の存在運命の発達に就きて、すべて之を保護し給はるの恩澤を感謝すると、同時に、我日本帝國の良民として、我帝國創立の祖宗の大神を始め奉り、官國幣社氏神より、現つ御神たる陛下に対し奉りては申すも畏き極みにして崇敬拜謝の至誠を捧げ、降りては自己の祖先、父母並に尊属親より師伝長上に至るまで、皆之に対しても深く感謝するものなり、斯くの如き信仰の精神は、西洋に於ても、夙に古代希臘アテネの大聖ソクラテス(So-

crates(紀元前496-399)の在獄の時等に於て、其一部分に就ては、既に実行せられたるところにして我が日本の古神道に於ては素より国家の主権、国法、歴史、慣習の前には、絶対服従を為すべき事を教示せり」(「日本憲法淵源論」、「廣池博士全集」第四卷所収、廣池学園出版部、五一四ページ)。

(33) 「ソクラテスの聖人たるゆえんはその学力・弁舌もしくはその熱心なる道徳の唱道にあるのではなくして、實にその最後において、友人にして弟子たりしクリントン(Crito)が脱獄を勧めしに對してこれを拒絶し、以て国法の神聖にして犯すべからざる理由を説明し、且つ自己の貴重なる生命さえも抛つて、かかる精神を貫徹せんとした点に存するのであります。」(「論文」⑤、四一一二ページ)。

(34) 「なお、ソクラテスの聖人たるゆえんは全くその人類幸福の保護のために神の心へすなわち神の正しき伝統)を繼承し、後世における世界各国の人民に向つて、正義と國法との重んずべきことを知らしめんとして、自ら罪なくして死刑に服した点にあるのです。」(「論文」⑤、五一ページ)。

(35) 「ソクラテスが國法擁護のためにあえて自ら死につきしことは、すなわち人類の幸福擁護上、國家伝統の尊重す

べきことを示せるものであるので、實に人類に對する重大的なる教訓であります。」（『論文』⑤、五二一ページ）。

(36) 井出元「伝統の原理の形成」『モラロジー研究』二十号参考照。

(37) 「ソクラテスの感化力は、其一代を通じて偉大なものであれど、特に絶大なる感化力は、其最後の毒杯を仰いだ動機及び目的に在るのです。当時の状況は第四項に詳に致しております。即ち門人は、ソクラテスがアテネの悪法の為に無法の刑を受くる事を惜み、脱獄を勧めたのでありますが、ソクラテスは理論的及び道德的にあらゆる方面より其不可なる所以を説き、「結局人類の幸福は国家の保護を必要とす。而して國家の保護は、國家の法律が国民に対し權威を保ち得ねば、其目的を達する事は出来ない。然る時には法律の擁護は人類の幸福に重大なる関係を有す。此故に、今たとひアテネの法律とアテネ人との悪いとしても、子は人類の眞の幸福の為に犠牲と為るのである」と申されて、遂に不法の刑に服したのであります。」（『論文』⑥（旧版）、一七八七ページ）。

(38) 「かのソクラテスが毒杯を仰いで特にアテネの悪法律に服従して死んだということは、その国の主權者すなわち国家伝統を尊重するためであります。たといいかなる悪法を裁可する」ところの悪主權者たりとも、「これを最高

道徳にてはすでにその主權者になり得るだけの徳があつて主權者になつておるものと見なすが故に、またこれを一つの国家伝統として尊重するのであります。ソクラテスの死はすなわちかくのごとくにせざれば、國は治まらず、平和は來たらず、且つ人間の幸福は得られぬということを暗示したものであります。」（『論文』⑦、三〇五ページ）。

(39) 「さて、前に説く」とくに、宇宙の目的も、また人間社会の目的も、正義の実現にあるのです。」（『論文』⑦、七五ページ）。

(40) 「天照大神の御事は畏れ多けれど、その御至誠の力をもつて万世一系の國体を開かせ給い、ソクラテス及びキリストは、名譽も、財産も、家も、学校も、教会も、生命もなき無の境遇より、人間の眼に見えぬ神の存在と神の法則とを自分の至誠且つ慈悲の力によりて人間に信ぜしめ、もつて今日の文化を創造且つ進化せしむるに至つたのであります。」（『論文』⑧、三七九～三八〇ページ）。

(41) 『論文』⑤、六一九ページ。

(42) 「かのソクラテス及びキリストのごときは、多少外形においては圭角あるも、その精神生活においては全く神の心に一致しておつたので、その結果が後日に偉大なる感化力となつた次第であります。」（『論文』⑦、一九七ページ）。

シ。

(43) 「この見地よりして、ソクラテスは中国の殷の湯王・周の武王及び周公等よりは、はるかに神に近き聖人であります。」（『論文』⑦、三〇五ページ）。

(44) 「しかるに、かのソクラテスが哲学を天上より地上に引き下ろして、宇宙の研究に代うるに人間をもつてしたのは真に神の慈悲心を体得した結果であるので、空漠たる宇宙の研究に代えて人間の研究をもつてしてその幸福を進めんとしたのであります。」（『論文』⑦、二五六ページ）。

シ。

これはすなわち聖人が人間の義務に對する極致を示したものであつて、いわゆる身を殺して仁を成したのであります。」（『論文』⑧、一七七ページ）。

(45) 「歐州の諸民族はソクラテスもしくはキリストの高き人格を通じて神の存在を信じ、且つその教説を信じて今日の文明を誘導したのであります。」（『論文』⑦、二三三五ページ）。

(46) 「しかしながら、ソクラテスのごとき、キリストのごとき、もしくはソクラテスのごときは、自己の修身の苦労に対する結果の一つをも自己に享受せなかつたのであります。

（ソクラテスの感化力は、其一代を通じて偉大なものであれど、特に絶大なる感化力は、其最後の毒杯を仰いだ動機及び目的に在るのです。当時の状況は第四項に詳に致しております。即ち門人は、ソクラテスがアテネの悪法の為に无法の刑を受くる事を惜み、脱獄を勧めたのでありますが、ソクラテスは理論的及び道德的にあらゆる方面より其不可なる所以を説き、「結局人類の幸福は国家の保護を必要とす。而して國家の保護は、國家の法律が国民に対し權威を保ち得ねば、其目的を達する事は出来ない。然る時には法律の擁護は人類の幸福に重大なる関係を有す。此故に、今たとひアテネの法律とアテネ人との悪いとしても、子は人類の眞の幸福の為に犠牲と為るのである」と申されて、遂に不法の刑に服したのであります。」（『論文』⑥（旧版）、一七八七ページ）。